

公益財団法人よこはま学校食育財団  
「横浜市学校給食基準献立予定表」広告掲載に関する事務取扱要綱

制 定 平成27年11月1日  
最近改正 平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、「横浜市学校給食基準献立予定表」(以下「献立表」という。)に広告を掲載するのに必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 民間企業等の広告出稿や販売促進活動等によって新たな財源を確保し、事業経費の削減を図ることを目的に「献立表」の紙面に広告の掲載をする。

(広告スペース)

第3条 広告スペースは、「献立表」の1枠あたり53ミリ(左右)×70ミリ(天地)とするが、複数の枠を連結して、1つの広告として扱うことも可とする。また、広告スペースの枠数は月ごとに変動する。

(広告の範囲)

第4条 「献立表」へ掲載する広告は、横浜市立小学校及び義務教育学校の前期課程において児童等へ配布する紙面の性格上、その品性を損なわないイメージ広告が望ましく、かつ中立性のあるものとする。その範囲については、「公益財団法人よこはま学校食育財団広告掲載要綱」、「横浜市学校給食基準献立予定表広告掲載に関する基準」及び「横浜市広告掲載基準」により実施するものとする。

(広告スペースの売り渡し)

第5条 第3条の広告スペースは、適正な価格で広告取扱業者等に売り渡すものとする。

(広告スポンサーの募集、選定)

第6条 広告取扱業者等は、第3条、第4条及び第5条の規定に従い広告スポンサーを募集及び選定し、公益財団法人よこはま学校食育財団(以下「財団」という。)に申し込む。

(広告原稿の作成)

第7条 広告取扱業者等は、広告原稿作成にあたって、あらかじめ財団と協議する。原稿は、「献立表」の記事と混同されないよう、広告であることを明記のうえ作成し、完

全版下原稿もしくは、原稿データを財団が指定した期日までに財団へ提出する。

(裁判管轄)

第8条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、本財団の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱は、総務企画係が所管する。

(所管)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。